

覚 書

..... (以下「甲」という。)と滋賀県勤労者互助会連
合会 (以下「乙」という。)とは、乙の地域組織「(一財) 大津市勤労者互助会、(一社)草津
市勤労者福祉サービスセンター、彦根地域勤労者互助会、(一財) 守山野洲勤労福祉サービ
スセンター、湖北地域勤労者互助会、(一財) 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター、
東近江地域勤労者互助会、栗東市勤労者互助会、(一財)甲賀湖南中小企業福利サービスセン
ター、高島市勤労者互助会」ならびに(一社) 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター加
盟団体の会員 (以下「丙」という。)への優待サービスと甲乙相互の発展を期して、下記の
とおり覚書を締結する。

第 1 条 この覚書により丙は甲の指定する施設の利用、商品の購入または飲食等をする
際は、次に定める優待サービスを適用するものとする。

(優待サービス内容)

.....
.....
.....
.....

第 2 条 丙が第 1 条の優待サービスを受けるには、甲の窓口で「会員証」を提示または「協
定施設割引券」を提出した場合とする。

第 3 条 丙が甲を利用する際、他の特典との併用利用はできないものとする。

第 4 条 丙が甲を利用する際に優待を受ける対象者は、原則として丙及び丙の家族とす
る。ただし、甲が認めた範囲とする。

第 5 条 乙は乙の地域組織 (10 互助会・サービスセンター) が発行する情報誌で甲の利用条件を
紹介し、甲は丙に対し誠意をもって接遇するものとする。

第 6 条 甲は優待サービスを新たに開始または停止等、内容を変更するときはその旨を
すみやかに乙に通知するものとする。

第7条 甲は丙の利用に関して、丙との間に紛議が生じた場合は速やかに乙に連絡し甲、乙双方協議の上、解決するものとする。

第8条 この覚書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲、乙双方異議なき場合はさらに1年間延長し、以後も同様とする。

第9条 本覚書に定めのない事項ならびに解釈適用に疑義が生じた場合には甲、乙双方協議の上、誠意をもって処理するものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

〒

住 所

TEL

甲 名 称

代表者

印

〒520-0802

住 所 大津市馬場二丁目11番17号

ルーツ膳所駅前ビル305号室

TEL (077) 522-6499

乙 名 称 滋賀県勤労者互助会連合会

代表者 会 長 和 田 一 夫 印